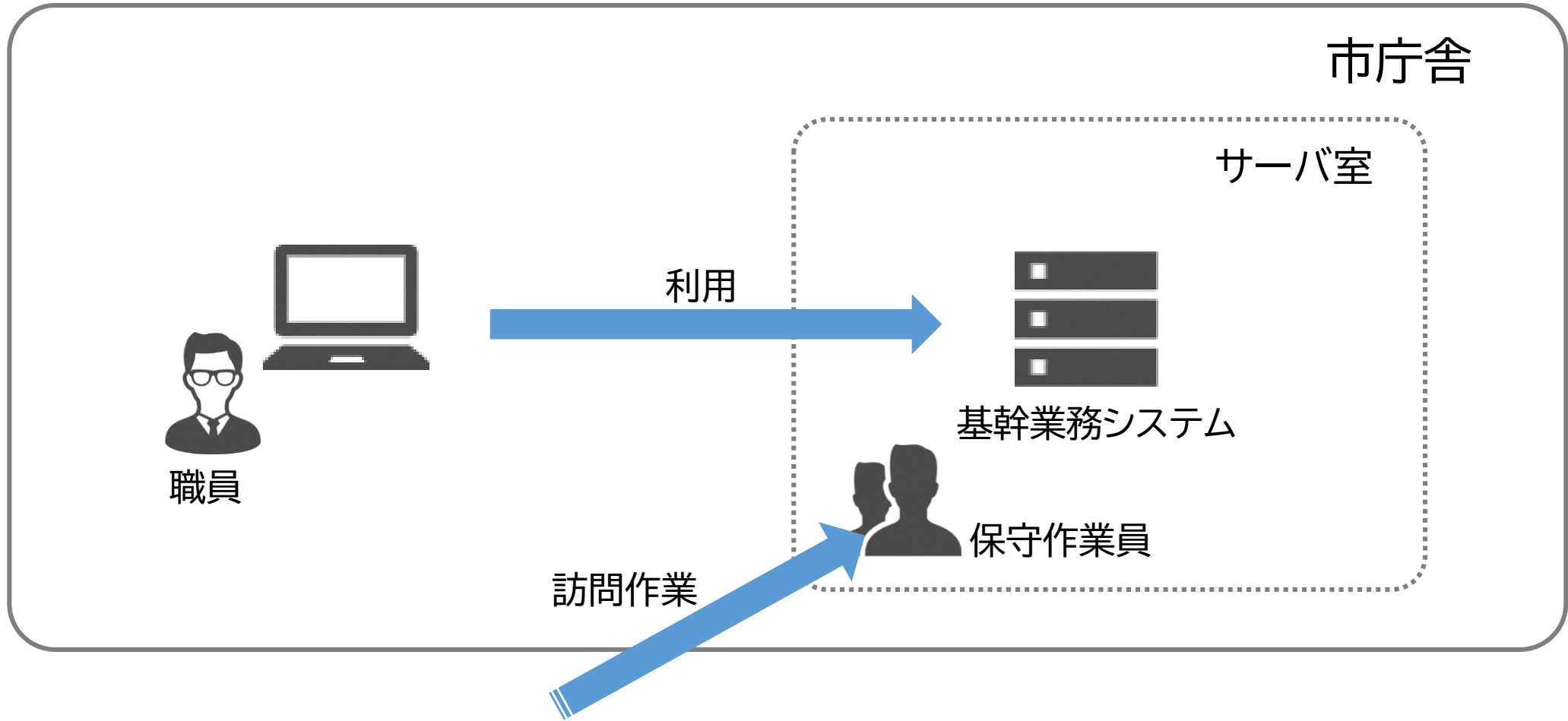


特定個人情報保護評価書の見直し  
について  
【概要資料】

## 背景・経緯

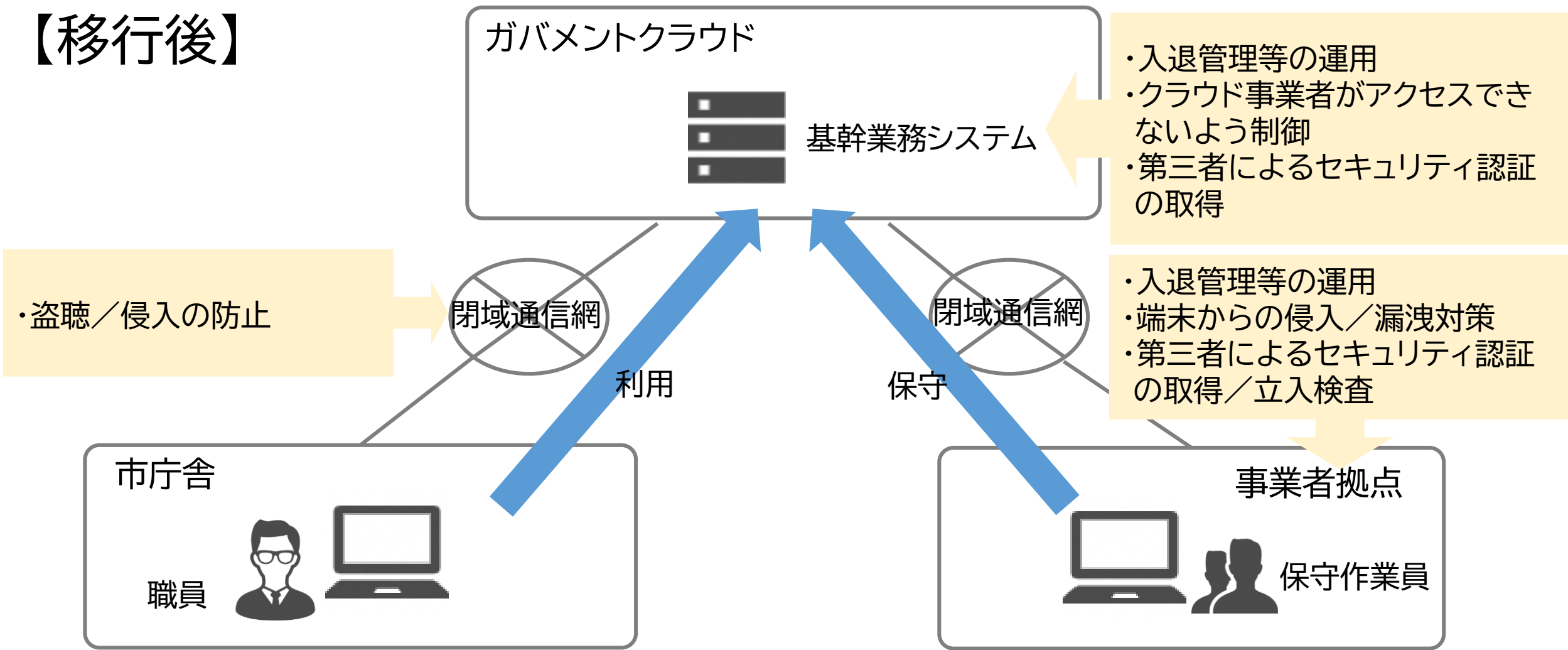
- ・特定個人情報(=マイナンバーを含む個人情報)を取り扱うシステムの利用環境について、これまで枚方市では、市役所庁舎内のサーバ室にシステム機器を設置し、住民登録等の基幹業務で利用を行っている。
- ・こうした基幹業務で利用するシステムについて、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定に基づき、令和7年度末までに、国の定める標準化基準に適合したシステムへ移行することが求められており、またあわせて、国が選定したクラウド環境(ガバメントクラウド)上への移行を行うよう検討を進めている。
- ・特定個人情報を取り扱ううえで、行政機関は、情報漏洩等の発生リスクを分析し、それらリスク軽減のための措置を講ずることについて宣言する「特定個人情報保護評価」の実施が義務付けられており、今後のガバメントクラウドへのシステム移行にあたっては、システムの設置場所や、システムの運用・保守を行う事業者の作業環境の変更が生じることから、特定個人情報保護評価書の見直しを行うもの。

# 【現状】



市庁舎内にシステムを設置しており、保守作業の監視も含め、直接に管理を行う体制

# 【移行後】



システムはクラウド環境に設置、保守作業についても事業者拠点となる。  
→ セキュアな通信環境とする他、クラウドや事業者拠点については、第三者のセキュリティ認証や必要に応じ実地の立入検査で対策状況を確認